

令和3年9月13日

お取引業者 各位

桜の聖母短期大学

取引に関する教育研究費等の不正使用防止のための対策につきまして

近年、公的な資金を原資とした研究費の不正使用が社会問題として大きく取り上げられております。こうした背景から、大学を含む各研究機関が遵守すべき指針として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（文部科学大臣決定）」が改正されております。

本学では、預け金に代表される教育研究費の不正使用は、わが国の教育研究の推進を根底から揺るがし、信用を失墜させる重大な問題行為であると厳しく認識しております。不正使用防止対策の一環として、本学とのお取引に際し次のことに該当するおそれのある事案にお心当たりがありましたら、本学の担当窓口までご相談くださいますよう、お願い申し上げます。

### 1. 基本的な考え方

お支払いにあたっては、実際にお納めいただく物品と納品書により検収できることが必要です。これらについて、お納めいただく物品とその状態、金額、書面の記載事項のいずれかに客観的見地で疑義のある場合、教育研究費の不正使用が疑われる事案となる可能性があります。その場合、本学規程（※1）に基づき調査の上、その不正に関わった本学教職員の処分のみならず、当該業者とのお取引を停止させていただくと共に、関係機関に対する情報提供を行います。

※1 短大部研究活動における不正行為への対応等に関する基準

### 2. 教育研究費の不正使用となるお取引の例

教職員が納品または役務の提供等の事実を装って業者に書類を作成させた後、それに基づき大学から業者に支払いをさせ、業者に資金を預けておくこと。

### 3. 通報者の保護

この対策の趣旨に沿った通報に関しては、上述の本学規程に基づき告発者の保護を徹底いたします。

### 4. 相談窓口

桜の聖母短期大学 企画室

電話：024(534)7137      F a x：024(531)2320

E-mail：kikaku@ssjc.ac.jp